

おおさき子育て

応援券を発行します

市では子育て世帯の生活を支援し、市内での消費を促進する「おおさき子育て応援券」を発行します。『宝の都(くに)・大崎』2015プレミアム商品券の取扱い店で利用することができます。

子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045

市長コラム 天・地・人



生まれ変わる明治神宮外苑地区

市長の折明治神宮外苑をよく散策します。外苑は「スポーツの聖地」である国立競技場や神宮球場、秩父宮ラグビー場、東京体育館など、日本を代表するスポーツ施設が集積しており、数々の名勝負が繰り広げられてきました。その外苑地区の景色が大きく変貌を遂げようとしています。

近接の日本青年館も、国立競技場拡張に伴い、4月から解体工事が始まりました。日本青年館は、初代を大正期に、2代目を昭和期に、全国の青年団員の募金運動により建設されました。この館を拠点とした青年運動を通して、総理大臣を含む、政・官・財の数多くの指導者も誕生し、各方面で活躍しております。

私も、昭和期の青年館再建運動に担当役員として携わり、全国を行脚。総工事費54億円と心血を注いだ施設です。2年後には、90年の歴史を継承した3代目の青年館が完成する予定です。

数々の歴史や思い出が刻まれた施設が壊されていくことに寂しさはありますが、神宮外苑が新しい時代を拓く「スポーツ・文化の拠点」として生まれ変わること期待する一人です。

大崎市長 伊藤康志

対象者
平成27年4月1日時点で大崎市の住民基本台帳に登録されている中学生までの児童

発行額
児童一人につき5000円分の商品券

応援券の発行
市から対象児童あてに引き換えはがきを郵送します。引き換えはがきと対象児童の健康保険証(生活保護制度の被保護者の場合は受給者証)をはがきに記載してある引換所に持参してください。

【引換場所】

期間	時間	引換場所
6月15日(月)~19日(金) 6月22日(月)~26日(金) 6月29日(月)~30日(火)	9:00 ~ 17:00	カフェアバイン 古川台町2-21 千葉ビル1階東
6月20日(土)、21日(日)		市役所本庁舎 北会議室2階
6月18日(木)~20日(土)		古川以外の児童手当の現況届会場

【おおさき子育て応援券・みほん】

「宝の都(くに)・大崎」2015 No.00001
おおさき子育て応援券
¥1,000
使用期限:平成27年10月31日(土)

「本応援券」は、「宝の都(くに)・大崎」プレミアム商品券・「おおさき子育て応援券」取扱店で使用できます。
「宝の都・大崎」プレミアム商品券実行委員会 (古川商工会議所内)
〒989-0166 宮城県大崎市古川東町5-46 TEL 0229-24-0055

児童手当・現況届

6月は児童手当の支給月です。また、現況届を提出する月ですので忘れずに手続きを行ってください。平成27年度は子育て世帯臨時特例給付金の申請も同時に手続きを行えます。

- 支給日 6月10日(水)
- 現況届の手続き
提出が必要な人には、6月中旬までに、はがきで通知しますので、内容を確認しはがきに記載されている各地域の会場で手続きをしてください。
※6月中に大崎市から転出する予定の人も現況届の提出が必要です。
※公務員(独立行政法人に勤務する人は除く)は、勤務先で手続きしてください。

- 【手続きに必要なもの】**
- 1 通知(はがき)
 - 2 印鑑(認印)
 - 3 受給者、対象児童、配偶者の健康保険証の写し(国民年金加入者は不要)
- ▶転入などで平成27年1月1日に大崎市に受給者または配偶者の住民登録がない人: 123のほかに、平成26年度児童手当所得証明書(所得額、控除額、扶養人数が記載されているもの)
- ▶児童と同居し、かつ児童の住所が大崎市外にある人: 123のほかに、児童の住民票謄本(世帯全員が記載されているもの)
- ☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月以降の消費税率引き上げに伴う子育て世帯や低所得者への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度に引き続き「子育て世帯臨時特例給付金」臨時福祉給付金を支給します。

子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045
社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012
厚生労働省ウエブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

子育て世帯臨時特例給付金

対象者

6月分の児童手当を受給する人
※特例給付(児童手当の所得制限額以上の人に支給している手当)を受給している人は対象外です。

※児童手当の認定請求の手続きを忘れるなどして、平成27年6月分の支給が受けられない人も、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のあった市区町村の窓口にご相談ください。

対象児童

6月分の児童手当の対象となる児童
支給対象者に対し、対象児童1人に

つき3000円を支給
申請手続き
児童手当の現況届の手続きと合わせて申請してもらいます。

※転入や出生などで現況届の必要がない人には申請書を郵送します。
※公務員(独立行政法人に勤務する人は除く)は、勤務先で申請書を受け取ってください。なお、申請方法は勤務先に確認してください。

申請期間
6月1日(月)~12月1日(火)

申請場所
児童手当の現況届通知(はがき)に記載されている会場
※現況届通知(はがき)に記載されている期間以外、子育て支援課で手続きをしてください。
給付金の受取方法
申請書に記載した指定口座に入金します。10月以降に支給する予定です。

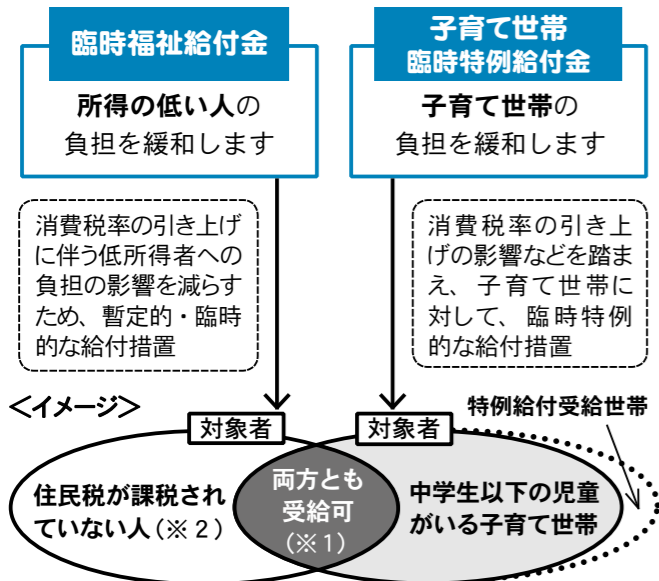
※児童手当の振り込み先と違う口座への振り込みを希望する場合は、運転免許証などの身分証明書と振り込み先の通帳を持参してください。

臨時福祉給付金

対象者

平成27年1月1日時点で、市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない人
※対象者を扶養する人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者の場合は対象外です。

平成27年度版『2つの給付金』



- ※1 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。
- ※2 課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(扶養されている人)、生活保護の受給者などは臨時福祉給付金は受け取れません。

給付金詐欺に注意!

給付金を装った「振り込み詐欺」に注意してください。市や厚生労働省が、現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

支給額
対象者1人につき6000円を支給

申請手続き
9月頃から給付申請の受け付けを開始する予定です。詳しい内容は、今後発行する広報おおさきなどでお知らせします。